

種 類	内容と具体例
燃えがら	石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等
汚 泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造過程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの
廃 油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油
廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液。 (中和した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。)
廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液。 (中和した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。)
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類。
ゴムくず	天然ゴムくず (合成ゴムは廃プラスチック類)
金属くず	(例)鉄くず、空きかん、スクラップ、ブリキ・トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、研磨くず等
ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	(例) ① ガラスくず：廃空ビン類、板ガラスくず、アンプルロス、破損ガラス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉 ② コンクリートくず：製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず ③ 陶磁器くず：土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、レンガくず、断熱レンガくず等 ④ せっこうボード
鉱さい	(例)高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さい (スラグ)、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鉱じん等
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた各種廃材 (もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く)
ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類特措法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、産業廃棄物である紙くず (PCBが塗布され、又は染み込んだもの)、繊維くず (PCBが染み込んだもの) 若しくは金属くず (PCBが付着し、又は封入されたもの) の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
紙くず	① 建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ② パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業 (新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る) に係るもの ③ 出版業 (印刷出版を行うものに限る) に係るもの ④ 製本業及び印刷物加工業に係るもの ⑤ PCBが塗布され、又は染み込んだもの
木くず	① 建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ② 木材又は木製品製造業 (家具の製造業を含む) に係るもの ③ パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの ④ 貨物の流通のために使用したパレット (パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む) ⑤ PCBが染み込んだもの
繊維くず	① 建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ② 繊維工業 (衣服その他の繊維製品製造業を除く) に係る天然繊維くず (合成繊維は廃プラスチック類) ③ PCBが染み込んだもの
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 (魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は事業活動に伴って生じた一般廃棄物)
動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
動物のふん尿	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物のふん尿
動物の死体	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の死体
法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、以上の産業廃棄物に該当しないもの

あらゆる事業活動に伴うもの

特定の事業活動に伴うもの

事業系一般廃棄物の適正処理について



事業系一般廃棄物

市の処理施設に搬入できるのは会社・事務所・飲食店等から排出される事業系一般廃棄物です。資源再生物 (段ボール、雑誌等) やリサイクル可能なものはできるだけ資源化業者等に排出する等、事業系ごみの適正処理に努めてください。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める産業廃棄物は、市の施設には搬入できません。許可を取得した産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。(法第12条)

多量排出事業者への指導

事業系一般廃棄物を排出する事業者を対象に、事業系一般廃棄物の減量化や資源化等を図る目的から立入調査を実施する場合があります。多量排出事業者とは1か月に3トン以上の事業系一般廃棄物を継続して排出するもの又は年間に36トン以上の事業系一般廃棄物を排出するものの中から、市長が認定する事業者のことをいいます。(市条例第16条)

【産業廃棄物処理業者】

最新の神奈川県内の産業廃棄物許可業者については、神奈川県ホームページで調べることができます。

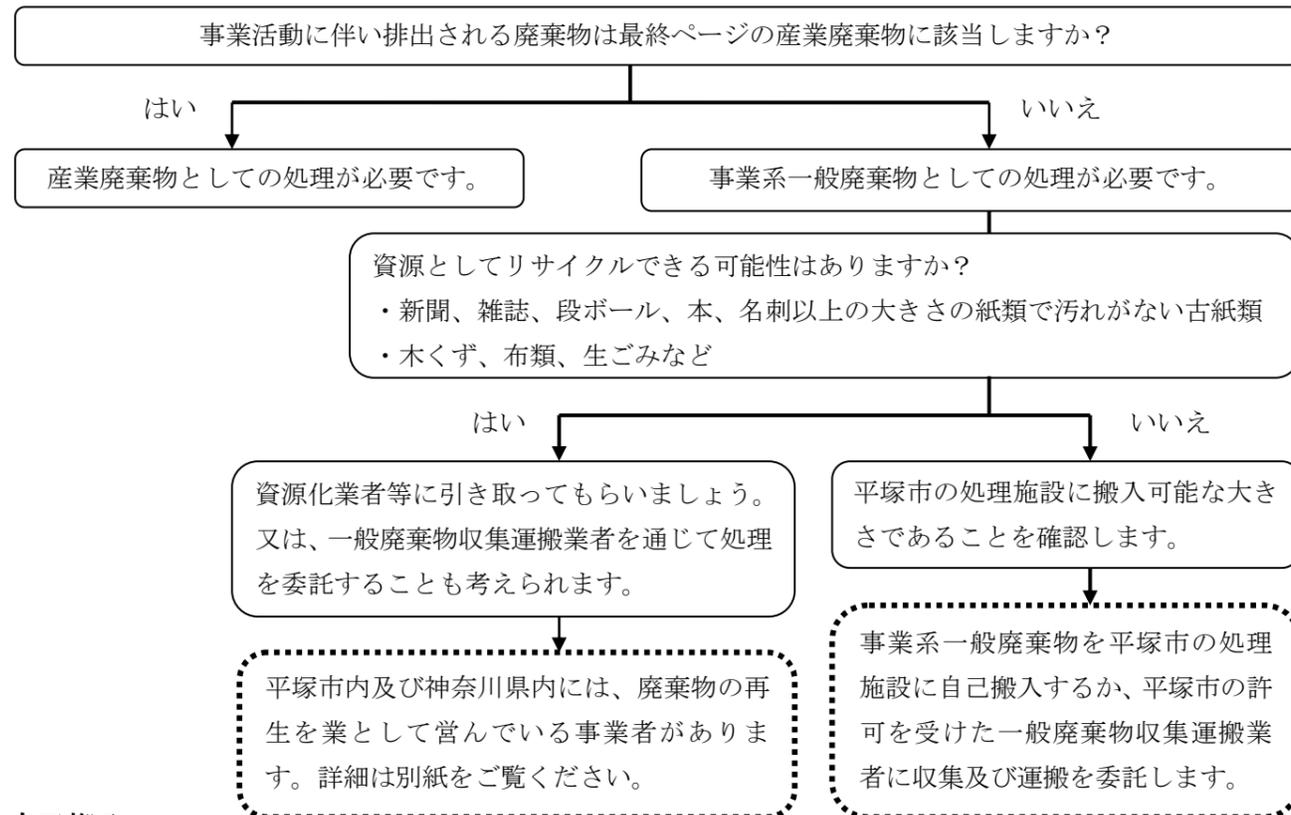
★ホームページの検索方法：「神奈川県のトップページ」→「暮らし・安全・環境」→「環境技術・廃棄物処理」→「産業廃棄物」→「産業廃棄物処理業者名簿」

平塚市の処理施設に搬入できる事業系一般廃棄物について

●事業系一般廃棄物

事業活動に伴い排出される廃棄物のうち産業廃棄物（産業廃棄物とは？を参照）以外のものを事業系一般廃棄物といい、食品の残さ、リサイクルできない紙類・布類等が該当します。平塚市では廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進を図っており、資源としてリサイクル可能なものは資源化業者等に引き取ってもらいましょう。平塚市の処理施設に搬入する際は、リサイクルできないこと、搬入基準にあった大きさであることを確認してください。

【廃棄物処理の判断フロー】



●自己搬入

自己搬入とは自らの事業活動により発生した事業系一般廃棄物を自ら運搬し、平塚市の処理施設等へ持込むことを言います。この場合は、法律に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可は必要ありません。

（注1） 自らの事業活動により発生した廃棄物以外のものを持込むことはできません。また、親会社の廃棄物を子会社や下請け会社が運搬するのは自己持込みとはなりません。

（注2） 自己搬入の場合、搬入する際の運転手は自社の運転手に限られます。自社従業員が同乗していても、自社以外の運転者が運転する場合は自己持込みとはなりません。

●委託搬入

自己搬入することができない場合は、一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託することになります。平塚市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者は、平塚市のホームページで検索することができます。

★ホームページの検索方法：「平塚市のトップページ」→「暮らし・手続き」→「ごみ・環境」→「ごみ」→「事業所から出るごみ」→「平塚市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（PDF形式）」

●本市施設の概要及び搬入基準

事業系一般廃棄物を搬入できる平塚市の処理施設及び搬入基準は次のとおりです。

名称	平塚市環境事業センター（焼却処理施設）	搬入基準
		産業廃棄物以外の廃棄物で、食品の残さ、資源にならない紙類、刈り草等の事業系一般廃棄物で規定のサイズ以下のもの 《持ち込みができないもの》 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物（産業廃棄物とは？を参照） <input type="checkbox"/> 家電や鉄アルミ等や陶磁器等 <input type="checkbox"/> ライター・スプレー缶等の危険物 <input type="checkbox"/> 資源としてリサイクル可能なもの（汚れの少ない紙類、布類など） <input type="checkbox"/> 他市町で排出されたごみ <input type="checkbox"/> 木切れ、小枝、角材・丸太等の太さ5cm以上、長さ30cm以上のもの <input type="checkbox"/> 板材が厚いものは幅20cm以上、長さ30cm以上のもの <input type="checkbox"/> 刈り込み草等の長さが30cm以上のもの <input type="checkbox"/> 市が処理困難物としているもの（平塚市粗大ごみ破碎処理場の搬入基準を参照）
住所	平塚市大神3丁目15番1号	
電話番号	0463-55-6615	
持込可能日	月曜日～土曜日及び祝日	
持込不可日	日曜日及び年末・年始	
受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～12時、午後1時～4時 土曜日及び祝日 午前9時～12時、午後1時～3時	
処理費	10kgあたり290円（10kgまで290円） （令和7年4月1日現在）	★適切に搬入基準に沿った搬入がされているかについて、展開検査を行っています。

名称	平塚市粗大ごみ破碎処理場	搬入基準
		産業廃棄物以外の廃棄物で、木製の椅子・机・テーブル、ソファ、剪定枝等の事業系一般廃棄物で規程のサイズ以下のもの ＊ 搬入する場合、事前相談が必要となりますので粗大ごみ破碎処理場までお問合せください。
住所	平塚市堤町3番5号	
電話番号	0463-22-4557	
持込可能日	毎月1日から28日まで （年始1月1日～3日除く）	
持込不可日	毎月末29日～31日 年始1月1日～1月3日 土曜・日曜日・祝日	
受付時間	月曜～金曜日 午前9時～12時、午後1時～4時 ※搬入前に確認してください。	
処理費	10kgあたり290円（10kgまで290円） （令和7年4月1日現在）	《持ち込みができないもの》 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物（プラスチック製品、金属類、ガラス類等） <input type="checkbox"/> 家電リサイクル法の指定製品（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・衣類乾燥機・冷凍庫） <input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> 資源としてリサイクル可能なもの（汚れの少ない紙類、布類など） <input type="checkbox"/> 市が処理困難物としているもの 【処理困難物】 石類、ガスボンベ、乾電池、危険物、金庫、FRP使用の製品、コンクリートブロック、サーフボード、消火器、自動車の部品、ソーラー式温水機器、葬祭用品、タイヤ、塗料、土砂類、バイク、バッテリー、ピアノ、風呂桶（浴槽）、仏壇、仏具、プロパンガスボンベ、薬品類、有害物質及びその容器、レンジ等
		★適切に搬入基準に沿った搬入がされているかについて、展開検査を行っています。